

第 5 章 計画の運用

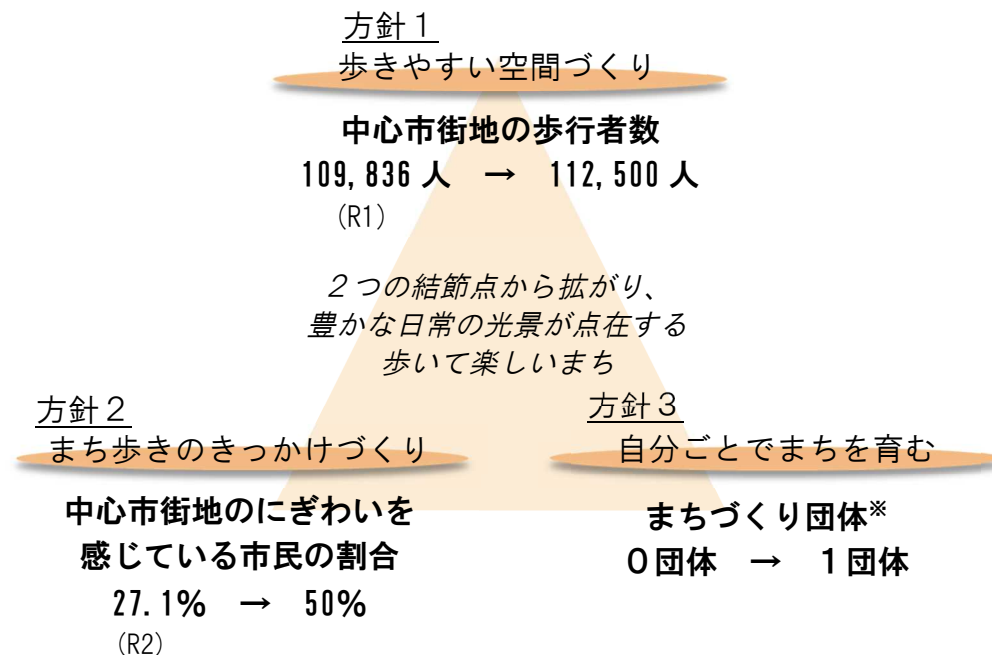
1 計画運用の考え方

本計画に定める目指すまちの姿「2つの結節点から拡がり、豊かな日常の光景が点在する 歩いて楽しいまち」を実現するためには、官民が一体となり、本計画に定める施策や重点プログラムを着実に実施する必要があります。本厚木駅周辺のまちづくりに関わる人たちが本計画に基づくまちづくりの進捗を客観的に把握し、それぞれの取組の更なる展開や見直しなどが可能となるように目標値等を設け、進捗管理を行います。

2 まちづくりの方針に応じた目標値

本計画に基づくまちづくりの進捗を客観的に評価するため、まちづくりの方針ごとに目標値を定めます。当面は、令和8年度を目途に、次の目標値の達成を目指します。

令和8年度までに達成を目指す目標値



※まちづくり団体とは、本計画の区域内において、目指すまちの姿の実現に寄与することを目的に、市民協働事業提案制度を活用する組織、住みよいまちづくり条例に基づくまちづくり市民組織又は都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人です。

3 重点プログラムの短期・中期目標

今後おおむね 10 年間で取り組む重点プログラムを確実に実行するため、令和 8 年度を短期、令和 14 年度を中期として、それぞれの時期の目標を次のとおり定めます。

	短期目標 (R8(2026)年度)	中期目標 (R14(2032)年度)
複合施設整備事業	工事	完了
(仮称)本厚木駅北口地区 市街地再開発事業	検討	工事
(仮称)交通結節 ゾーン整備事業	検討	工事
(仮称)厚木中央公園 再整備事業	工事	完了
(仮称)市役所本庁舎 跡地整備事業	検討	完了
中町第 2 - 2 地区周辺 交通アクセス整備事業	工事	完了
中町北停車場線 街路整備事業	工事	完了
無電柱化整備事業	工事	完了
(仮称)歩行者空間 利活用推進事業	推進	推進
市街地商業活性化事業	推進	推進
景観形成推進事業	推進	推進

※各プログラムの実施時期は、検討状況によって変更が生じる可能性があります。

4 評価体制

市、地域の関係者及び学識経験者等とともに、令和 8 年度に社会状況の変化や重点プログラムの進捗、目標値の達成状況等を検証し、新たな目標値を定めます。この時、必要に応じて、計画の見直しも行います。

